

高校生地域活動等推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、高校生地域活動等推進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、地域住民等との活動・交流を通じて地域への理解・関係性を深めることで、将来の鳥取県を支える若者を育てるため、高校生等が地域住民等と連携して自由な発想で行う自主的な活動及び地域住民等が実施する活動・交流事業への参加を支援することを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 鳥取県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第5欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額から、当該補助事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額に、同表の第3欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額と、同表の第4欄に掲げる限度額のいずれか低い額以下とする。
 - 3 前項の規定に関わらず、本補助金以外の規則に基づく鳥取県の補助金又は交付金を受け入れている、又は受け入れる予定である事業については、本補助金は交付しないものとする。
 - 4 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、教育長が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
 - 3 前項の書類のほか、様式第3号を添付しなければならない。

(調査)

第5条 鳥取県は、前条の交付申請を受け、必要と認めるときは、申請内容等について申請者から聴取等の調査を行うことができる。

(交付決定の時期等)

- 第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内（県の休日の日数は、算入しない。）に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

(承認を要しない変更)

- 第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。
- (1) 本補助金の増額を伴う変更
 - (2) 補助事業に要する経費の総額の20%を超える変更（執行残による減少を除く。）

- (3) 交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業変更
- 2 変更の承認については、変更等承認申請書を受けた日から 30 日以内に行うものとする。
- 3 前項の規定に関わらず、第 1 項第 3 号に該当する変更承認申請については、前条第 1 項の規定を準用する。

(実績報告の時期等)

第 8 条 規則第 17 条第 1 項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第 17 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の場合にあっては、補助事業の完了、中止若しくは廃止の日から 30 日を経過する日又は交付決定を受けた年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日
 - (2) 規則第 17 条第 1 項第 3 号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の 4 月 10 日
- 2 規則第 17 条第 1 項の報告書に添付すべき同条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、それぞれ様式第 1 号及び様式第 2 号によるものとする。

(状況報告等)

第 9 条 鳥取県は、必要に応じ、補助事業者に対し、事業の実施状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合、補助事業者は、鳥取県からの報告の求め又は調査に協力しなければならない。

(情報の公表)

第 10 条 補助事業の公正性及び透明性を高めるとともに、広く高校生等及び地域住民等の参考とし、活動の促進を図るため、事業の申請及び報告の書類並びに前条による報告は、必要に応じて個人情報を除き公表することができることとする。

(財産の処分制限)

第 11 条 規則第 25 条第 2 項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が定める期間）とする。

- 2 規則第 25 条第 2 項第 4 項の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 第 6 条第 1 項の規定は、規則第 25 条第 2 項の承認について準用する。

(雑則)

第 12 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 17 日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助率	4 限度額	5 補助対象経費
<p>【地域活動等参加事業】 大学生や地域住民・団体、地元企業等が実施する地域活動等に参加する事業 ※飲食を主目的とする活動への参加は対象外とする。（飲食を伴うイベント等の運営スタッフとして参加する場合は対象）</p>	<p>鳥取県内の高等学校、特別支援学校高等部及び高等専門学校（1～3年次）に在籍している個人又はグループ</p>	<p>10/10</p>	<p>50万円 ※地域活動等参加事業は1人1回5千円を上限とする。</p>	<p>地域活動等に参加するために必要な経費 ※参加料、交通費、傷害保険料、活動に必要な用具購入費等。なお、昼食等の飲食代は原則対象外とするが、参加料に含まれる場合は対象とする。</p>
<p>【地域住民等連携事業】 大学生や地域住民・団体、地元企業等と連携して地域活動等に取り組む事業</p>				<p>補助事業を実施するために必要と県が認める経費。 （1）グループの運営に係る経常的な経費、食糧費（事業実施に必要不可欠なものは除く。）、工事請負費等、交付対象として不相当と認められる経費は対象としない。 （2）委託費については、県内事業者が実施するものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合は、この限りではない。 （3）備品購入費については、限度額と補助対象経費のいずれか低い額の1/2を上限として対象とする。</p>